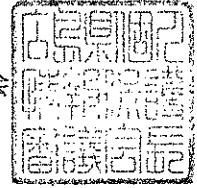


広島個人審議第2号
平成27年3月30日

広島県知事様

広島県個人情報保護審議会
会長 西村 裕三



特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの
取扱いに関する事項について（答申）

平成27年2月27日付け市行第22388号で諮問の次の特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項については、次のとおりです。

1 評価書名

住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に係る全項目評価書

2 答申

上記1の特定個人情報保護評価書（以下「本評価書」という。）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項については、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）第10条の1（2）に掲げられた審査の観点等を参考に点検を行い、実施機関に一部の記載内容の検討を求めたところ、適切に修正されたので、次のとおり、特段の問題はないものと認められる。

- (1) 指針に定める実施手続等に基づいて特定個人情報保護評価が実施されているかどうか点検したところ、しきい値判断に誤りはなく、実施主体は適切と認められ、実施時期及び住民からの意見聴取についても特定個人情報保護評価指針に適合しており、また、本評価書には公表しない部分はなく、必要な項目全てについて記載されていることが認められる。
- (2) 広島県知事は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、特定個人情報ファイル（都道府県知事保存本人確認情報ファイル）を取り扱うこととしており、当該事務の内容や流れが分かるように具体的に記載されている。
- (3) 当該事務で取り扱われる特定個人情報ファイル（都道府県知事保存本人確認情報ファイル）の内容、使用するシステムの機能や接続状況及び特定個人情報の流れが明確に記載されている。
- (4) 特定個人情報ファイル（都道府県知事保存本人確認情報ファイル）の取扱いプロセスにおけるリスク及び当該リスク対策の内容が分かるように具体的に記載されており、個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言の内容は妥当と考えられる。

3 付言

個人のプライバシー等の権利利益の侵害に対する住民の懸念を払拭し、特定個人情報の漏えい等による被害の発生を未然に防止するため、実施機関においては、本評価書に記載されたリスク対策を確実に実行すること。

4 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成 27 年 2 月 27 日	・ 諮問を受けた。
平成 27 年 3 月 11 日 (第 1 回審議会開催)	・ 実施機関から説明を受けた。 ・ 諮問の審議を行い、一部の記載内容について実施機関に検討を求めた。
平成 27 年 3 月 24 日 (第 2 回審議会開催)	・ 実施機関から検討結果について説明を受けた。 ・ 諮問の審議を行った。

5 広島県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
坂 田 桐 子	広島大学大学院総合科学研究科教授	学識経験を有する者
谷 村 武 士	広島県商工会議所連合会幹事長	事業者を代表する者
西 村 裕 三 (会 長)	広島大学大学院社会科学部教授	学識経験を有する者
平 田 かおり	弁護士	学識経験を有する者
前 田 香 織	広島市立大学大学院情報科学研究科教授	学識経験を有する者
宮 政 利	広島県議会議員	県議会の議員